

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の曜日)

目 次

◇規 則 鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

◇告 示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の変更の適否の決定(二件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業の変更計画の決定

解除予定の保安林

規 則

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「含む」を「いう。以下同じ」に改め、同条第八号中「千代川水系」の下に、「天神川水系又は日野川水系に係る河川」を加える。

第二十六条の表中

さく河性ます

六月一日から十二月三十一日まで

を
「さく河性ます
六月一日から十二月三十一日まで」
に改める。

第二十七条の表中「千代川、天神川及び日野川」を「千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川」に改める。

第二十八条中「又はかわます」を、「かわます又はかじか」に改める。

第三十条第一項第三号中「天神川及びその支流」を「天神川水系に係る河川」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 刺網(千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川)において採捕する場合に限る。)

第三十条第一項に次の一号を加える。
 十五 かにかご(千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川に
 おいて八月一日から九月二十五日までの期間にもくずがにを採捕する
 場合に限る。)

第三十条第二項中「、「張り網」とは、石、竹等で威嚇し、刺し網類を
 使用して採捕する漁法をいい」を削る。

第三十二条の表河川及び湖沼の名称の欄中

千代川水系に係る河川

に、「天神川

を「天神川水系に係る河川

に、

日野川

を「日野川水系に係る河川

に改め、同表禁止区域の欄

中

西伯郡岸本町大字吉定におけるかんがい用えん堤(五千石えん堤)上流端から上流三十三メートル、下流百五メートルの区域

を

西伯郡岸本町大字吉定におけるかんがい用えん堤(五千石えん堤)上流端から上流三十三メートル、下流百五メートルの区域

に改め、同表禁止期間の欄中

十月一日から十一月十日まで

を

九月二十六日から十一月十日まで

に、

二月一日から六月三十日まで及び十月一日から十一月十一日まで

を

二月一日から六月三十日まで及び九月二十六日から十一月十日まで

に改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第九十四号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届出者の名称	建物の名称	建物の所在地
有限会社トツトリギフトセンター	ふれあいの場有限会社トツトリギフトセンター	鳥取市南吉方二丁目二四番地

鳥取県告示第九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基つき、大栄町土地改良区の定款の変更を昭和五十六年二月二十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十六号

昭和五十五年五月十六日付けで大栄町土地改良区から申請のあつた土地改良(大栄地区土地改良施設維持管理)事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年二月二十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

大栄町役場、東伯町役場及び東伯郡大栄町大字由良宿五六一番地大栄町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十七号

昭和五十五年十月十八日付けで東鴨土地改良区から申請のあつた土地改良(東鴨地区ほ場整備)事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年二月二十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所及び倉吉市下大江一八三番二地東鴨土地改良区事務所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十八号

昭和五十六年二月十三日付けで倉吉市下大江一八三番二地東鴨土地改良区から申請のあつた東鴨地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年二月二十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（大栄地区農道整備事業と区画整理事業を一体としたもの）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年二月二十八日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
大栄町役場及び東伯町役場
 - 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。
- 鳥取県告示第二百号
- 次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西宇塚字北谷南谷七五七の二三、大字口宇波字大ケ谷五五二の三(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口宇波字ヒル澄五六五(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)